

## 18 世紀フランスにおける外国人と帰化—ブリティッシュ・ディアスポラの事例から—

見瀬 悠

東京大学大学院人文社会系研究科 日本学術振興会特別研究員 DC

### はじめに

- ・問題関心:18 世紀フランス王国への法的帰属の同時代的な意味とは？
- ・着眼点:外国人の帰化 *naturalisation*
  - 外国人の法的定義:法的無能力、財産相続の制限(外国人遺産没収権 *droit d'aubaine*)や職業上の制限
  - 帰化:帰化状 *lettres de naturalité* の取得、無能力からの解放・臣民の地位獲得、到着後約 20 年を経る
- ・研究史と問題点
  - 古典的研究:総合的著作[Mathorez]
  - 法制史研究:外国人の法的地位[Danjou][Villers]、帰化制度の歴史・手続き・法的効力[Boizet][Dubost]
  - 近年の刷新:外国人政策との関連、帰化者の統計的把握、構成の解明、「国民資格 *nationalité*」[Dubost et Sahlins][Sahlins]
  - 問題点:法制度・国家の視点⇔外国人の側の視点希薄、巨視的で外国人集団固有の歴史的背景を考慮せず
- ・本報告
  - 課題:なぜ、いかなる条件のもとに、外国人は帰化を望み申請するに至ったのか(帰化を外国人の意図・戦略と捉え、動機や背景を国内外の諸状況と関連づけて考察、帰化状における外国人固有の歴史の利用)
  - 対象:ブリティッシュ・ディアスポラ…数的・質的重要性(世紀半ばまでに約五万人、政治・軍事・宗教・商工業)先行研究[Chaussinand-Nogaret][Dromantin][Rouffiac][Cullen]他、帰化には簡潔な言及/同化の一階梯
  - 史料:帰化状の草稿約 600 通、外国人関連王令など(パリのフランス国立公文書館所蔵) ※草稿はサンプル

## I ディアスポラの到来とフランス社会

### 1 移動の経緯とフランス王権の対応

- ・移動の経緯
  - アイルランド人:名誉革命とアイルランド戦争、「雁の飛行」(将兵約 19,000 人と家族)、刑罰法・人口増加、ぶどう酒貿易・植民地貿易への商人の参入(大西洋岸) 工業技術者(紡績・製鉄・鉱山・ガラス製造など)
  - イングランド人:名誉革命で王家の取巻きの亡命、近世初頭以来の聖職者・修道女、商人
  - スコットランド人:二度のジャコバイト反乱で数千人の亡命、少数の商人、聖職者、兵士
- ・王権の対応
  - 好意的対応:外国人遺産没収権の免除、年金授与、フランス軍での雇用
  - 英仏国際条約:ブリテン諸島出身者に対する外国人遺産没収権の漸進的免除
  - 英仏の政治・外交関係の影響:1713 年ジェイムズ三世の追放、七年戦争初期のジョージ二世臣民追放令
  - 日常的次元:治安維持、諜報活動への懸念→王権や都市当局による監視

### 2 同郷者共同体とフランス社会との関わり

- ・主要な共同体
  - 亡命宮廷と周辺:王家の庇護を求める少なくとも二千人弱の人々、多様な社会職能構成
  - アイルランド連隊:ブリテン諸島出身者の雇用の受け皿、言語・法慣習の維持、アイデンティティ保持
  - 修道院・コレージュ:聖職者・学生の拠点、他の同郷者の霊的安息・社交の場、フランス社会との仲介
  - 商人コミュニティ:戦時(私掠活動)/平時(国際的家族網、アイルランドや植民地との貿易)
- ・特徴:同郷者の凝集性と祖国とのつながりの強さ⇔非閉鎖性・フランス社会との一定の関係

## II 帰化者の集団的特徴

### 1 史料としての帰化状

- ・性質: 国王の恩恵によって発行される開封王書
- ・取得手続き: 申請→国王書記官が起草(王令書式集)・清書→内務府・大法官府(国王の署名・国璽)  
→申請者による原本の受取り→最高諸法院(会計法院や高等法院)・財務局で登録
- ・構成: 前文・主文・登録命令の三部構成、[図 1] (7 頁) 参照
- ・費用: 国王書記官への謝礼金、国璽料、登録料で平均 350 リーヴル以上、加えて移動費・賄賂など  
→少なくない労力と費用⇒申請者は富裕者 ※聖職者は職業上の動機が強い

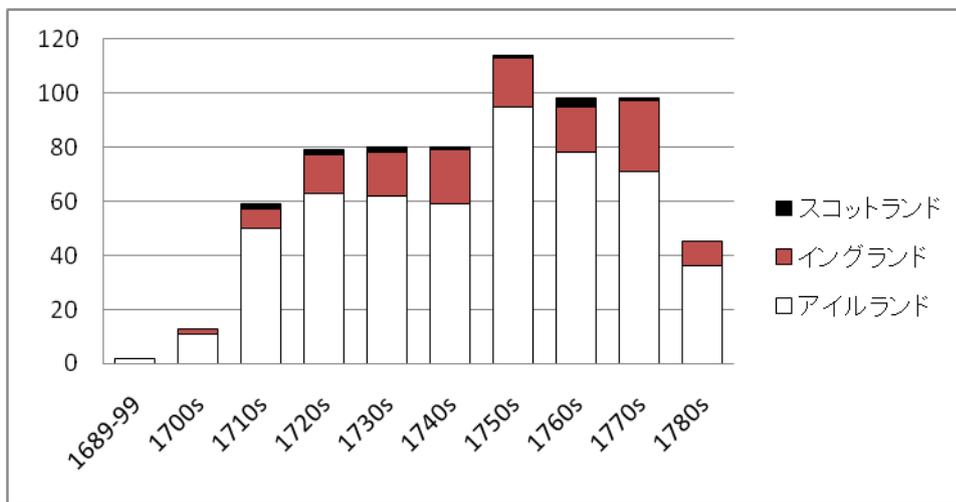
### 2 帰化者の地理的分布

#### ①出身地

- ・構成: アイルランド 527 人(79%)、イングランド 129 人(19%)、スコットランド 12 人(2%)

[図 2] 帰化数の経年的推移(合計 668 人)

AN O<sup>1</sup> 219-238 より作成(以下同)



#### ・要因

- 母数: ディアスポラの大半はアイルランド人カトリック／イングランド人はより小規模、1697-1707 年「強制帰化」(本報告には反映されない) ※スコットランド人の帰化の少なさは母数の多寡で説明できない
- 移動の伝統: アイルランド人(中世末期以来)／イングランド人・スコットランド人(北米、東欧・北欧)
- 宗派: 帰化におけるカトリックの多さ、王権の外国人プロテスタントに対する相対的寛容

#### ②フランスでの居住分布

[表 1] 帰化者の居住地\* (不明者を除く)

地域	パリ	西・南西部	北部	南部	中部	東部	合計
件数	261	85	51	16	16	4	433
%	60	19	12	4	4	1	100

#### ・要因

- 移動の伝統、共同体の規模: パリ(共同体が集中)、西・南西部(商人を中心に入植が持続)、北部(ネーデルラントに近接)⇔南部・中部・東部(遠さ、共同体は小規模)
- 職業的要因 e.g. マニファクチュア関係者(ルアン、ブルジュ)、商人(西・南西部海港都市)

\* 登録命令で指定された財務局の管区に基づく。表中の各地域には以下の管区がそれぞれ含まれる。西・南西部(ナント、ポルドー、ラ・ロシェル、ポワティエ、バイヨンヌ、ボー)、北部(リル、アミアン、アランソン、カン)、南部(モントパン、エクス、トゥルーズ、モンプリエ)、中部(トゥール、リヨン、オルレアン、ディジョン、リモージュ、ブルジュ、リオン)、東部(シャロン＝シュル＝マルヌ、メス)。

### 3 帰化者の社会職能構成

#### ①ジェンダー

- ・割合: 男性 533 人(80%)、女性 135 人(20%)
- ・女性の出身地構成: アイルランド 71 人(53%)、イングランド 62 人(46%)、スコットランド 2 人(1%)  
(男性単身移動) (女子修道院の多さに起因?)

[表 2] 帰化女性の社会的出自 (不明者を除く)

出自	妻	寡婦	娘	修道女	修道院寄宿者	合計
人数	36	12	23	11	4	86
%	42	14	27	13	4	100

※既婚女性が約半数、「娘」はほとんどアイルランド人、「修道女」はイングランド人とアイルランド人がほぼ同数  
・帰化の動機: 修道院での居住・地位、財産相続の安全など、「外国での生まれが引き起こし得る問題」の回避

#### ②職業

[表 3] 帰化者の職業構成\*\* (不明者を除く)

職業	聖職者	軍人	商人	自由業	手工業
人数	234	60	47	24	9
%	57	15	12	6	2
職業	マニュファクチュア	銀行業	その他	合計	
人数	7	5	21	407	
%	2	1	5	100	

※軍人の過小代表…経済水準が低い一般兵卒は帰化を必要としない

→[表 4](8 頁) 帰化軍人のほとんどが高位の軍人貴族

- ・主要な職業集団の帰化の動機や背景
  - 聖職者: 聖職禄保有が主要な動機、祖国とフランスにおける雇用状況に左右される
  - 軍人: 世紀前半: 古参貴族、ジャコバイト→ステュアート朝復興の希望の挫折との関係  
世紀後半: 職業軍人による社会的上昇・地位安定
  - 商人: 財産の保護が目的、フランス人に限定された植民地貿易への参入も利点  
七年戦争初期にジョージ二世臣民追放令の影響で増加→帰化は政治的帰属の変更

### III 帰化状におけるフランス人の規範と外国人の表象

#### 1 帰化状のなかの物語

- ・特徴と構成
  - 帰化状の前文: 移住の経緯や職業実践を語りながら、フランス人資質のアピール
  - 特徴: 国王書記官が帰化状の筋書きに沿って再構成…王国に永住したいがために帰化状を懇願する外国人、国王は特別な恩恵で授与、内国人の特権を与え臣民の義務を課す  
→物語の主眼: 国王への忠誠の証である永住の意思、国王の恩恵に値する美德・功績の強調
- ・「国民資格」[Sahlins 2000]
  - 古典市民的な美德と功績、国王への忠誠とフランスへの愛着。帰化=家族の一体性の回復
  - 各々の外国人集団の固有の過去・記憶と集合的表象を考慮に入れない  
→規範を踏襲するだけでディアスポラ固有の過去は無関係なのか?

\*\* 聖職者は修道女を含む。軍人は退役軍人を含む。商人は卸売商・艀装業者を始めとする海上交易従事者、内陸卸売商(2人)、小売商(1人)を包括する。自由業は大半が医者、マニュファクチュアは経営者、銀行業は内陸部の専門的な銀行業者。

## 2 フランス人としての美德と功績

### ①軍役奉仕

#### a)古典的市民の美德

1767年トマス・ド・スタック(アイルランド人・軍人)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 234, fol. 32(下線部引用者、以下同)

「1757年にラリ連隊と共にインドに渡り、そこで最初の対英海戦において左腕を失い、その勇気と勇敢さを余に証明した。」

- 自己犠牲的で勇敢な軍人への褒美としての帰化

→古典市民の美德、才能と功績を重視する近世のエリート規範

#### b)封建的臣下の美德

1706年ナタニエル・フック(アイルランド人・軍人)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 222, fol. 5

「イングランドに訪れた先の革命によって、前述のナタニエル・フックは正統な君主である国王ジェームズに対して負っている忠誠を保つために、フランスへ渡るのを余儀なくされた。彼は臣民が穏和な統治を享受していると知り、それによって余の王国で生涯を閉じたいと強く望むようになったので、余の奉公に対する熱意と愛着を余に証明し得る全てのものに専念した。」

- 主君への忠誠と奉公

→ジェームズへの奉公の過去=臣下としての優れた資質を証明する「前史」、ルイに仕える「現在」に回収

※ジャコバイトへの共感の根強さ、ジャコバイトとしての過去は有利な言説

### ②公益への貢献

#### a)地域における功労

1719年ミシェル・ヒギンズ(アイルランド人・医師)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 221, fol. 304 et 313

「1698年に弱冠18歳でフランスに来るために母国を去り、[中略]アンジュのシャトー＝ゴンティエに居を定め、そこに留まり、立派に誠実に医療を実践し、公共の満足と貧民の安寧を得ている。」

- 地域社会の安寧に寄与した功労者への褒美としての帰化

#### b)国益への貢献

1766年ジャン・ホーカー(イングランド人・マニュファクチュア経営者・総視察官)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 233, fol. 335

「ホーカー氏はオジルヴィ連隊で大尉として勤務した後、我が王国の技術改善への貢献に主に専念し、ルアンに綿ピロードのマニュファクチュアと艶出し機を設立し、フランスではまだ全く用いられていなかった新しい布地圧縮法の秘密を与えた。」

- 王国工業への技術的貢献

- ホーカーの全国的活躍 …産業スパイ活動や織工育成を通してフランス紡績業の発展に尽力

#### c)ヨーロッパ規模の功績

1750年ジャック・オブリール(アイルランド人・東インド会社職員)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 229, fol. 295

インド・アジア地域における商業網の強化→「ヨーロッパ諸国民」の利益への貢献

→外国人個人の日常的実践との関連、説得力をもちうる功績の次元を選択

### 3 良きカトリック信徒であること

- ・先行研究: 1685 年以降カトリック信仰は自明の規範という指摘、具体的な分析をせず [Sahlins 1994]
- 帰化状において宗教的な規範はどのように利用されたのか？

#### ① 棄教と改宗

1779 年ジャン・ウォリス(イングランド人・商人)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 236, fol. 228

「彼ら[ドミニコ会神父たち]はその慈愛に満ちた熱意によって、彼[ジャン]が養育を受けたルターの宗教の誤謬を彼に気付かせた。彼は今日幸運にもその中で生きている宗教の真理に完全に納得し、1777 年 9 月 16 日にボルドーで棄教した。そして生まれによって主張できたはずの財産と特権を放棄して、我が王国を決して去らず、ここで人生を送り、生涯を閉じるという計画を立てた。」

- プロテスタント＝「誤謬 *erreur*」、カトリック＝「真理 *vérité*」、改宗＝「幸運 *bonheur*」王国永住を決意させた契機
- カトリック信仰: フランスと不可分
- 棄教: 生来の地位や文化、家族との断絶を暗示、永住の意思の強さを強調

#### ② 宗教的被迫害者と篤信王の庇護

1703 年トビアス・ドゥイガン(アイルランド人・聖職者)の帰化状

AN O<sup>1</sup> 220, fol. 42

「[申請者は]我が王国に避難場所を見出すという希望を唯一の幸福として、前述のアイルランドを去った。そうした避難場所は、彼[申請者]のように使徒ローマ伝来のカトリック宗教を正しく信仰し、ただ敬虔な信心だけに専念しようと避難した者たちに、余が常に与えてきたものである。数年来王国に住んでいる彼は、余の臣民に平和と和合と愛徳が行き渡るのを見て大きな感銘を受け、王国で生涯を閉じようと思うようになった。」

- 王国＝被迫害者の避難場所、国王＝カトリックの庇護者、キリスト教徳＝永住の決意の動因
- 迫害の過去は信仰心の強さを例証、篤信王が治める王国への愛着を補強する役割
- 聖職者だけでなく、商人や軍人を含むアイルランド人の帰化状に見られる

※宗教的迫害はどの程度現実の反映なのか？

- 18 世紀初頭までの到来者、経験・記憶の反映／「迫害された哀れな民」という表象の利用
- ジョージ 1 世治世以降の刑罰法の緩和 ⇔ 物語の存続(～1760 年代)
- 家族内部と共同体における迫害の記憶・言説の再生産／一国一宗教のイデオロギーの根強さ

#### おわりに

・外国人にとって帰化とは？

- 実践的性格: 主要な関心は財産・職業・身分の安全。移動の伝統や宗派的親和性が基礎を準備。
- 言説における両義性:
  - 古典的・封建的美徳、公益への貢献の功績、宗教的規範といった普遍的価値に訴える
  - 単純な規範の踏襲ではなく選択的採用、フランス人とは異なる過去を持つ「外国人」としての他者性を利用
- 帰化は同化の一階梯ではなく、生存戦略の選択肢の幅の拡大、実践的な制度的保障

※フランス臣民になるという意識は不在ではない

→ この意味は？ 今後の課題。